

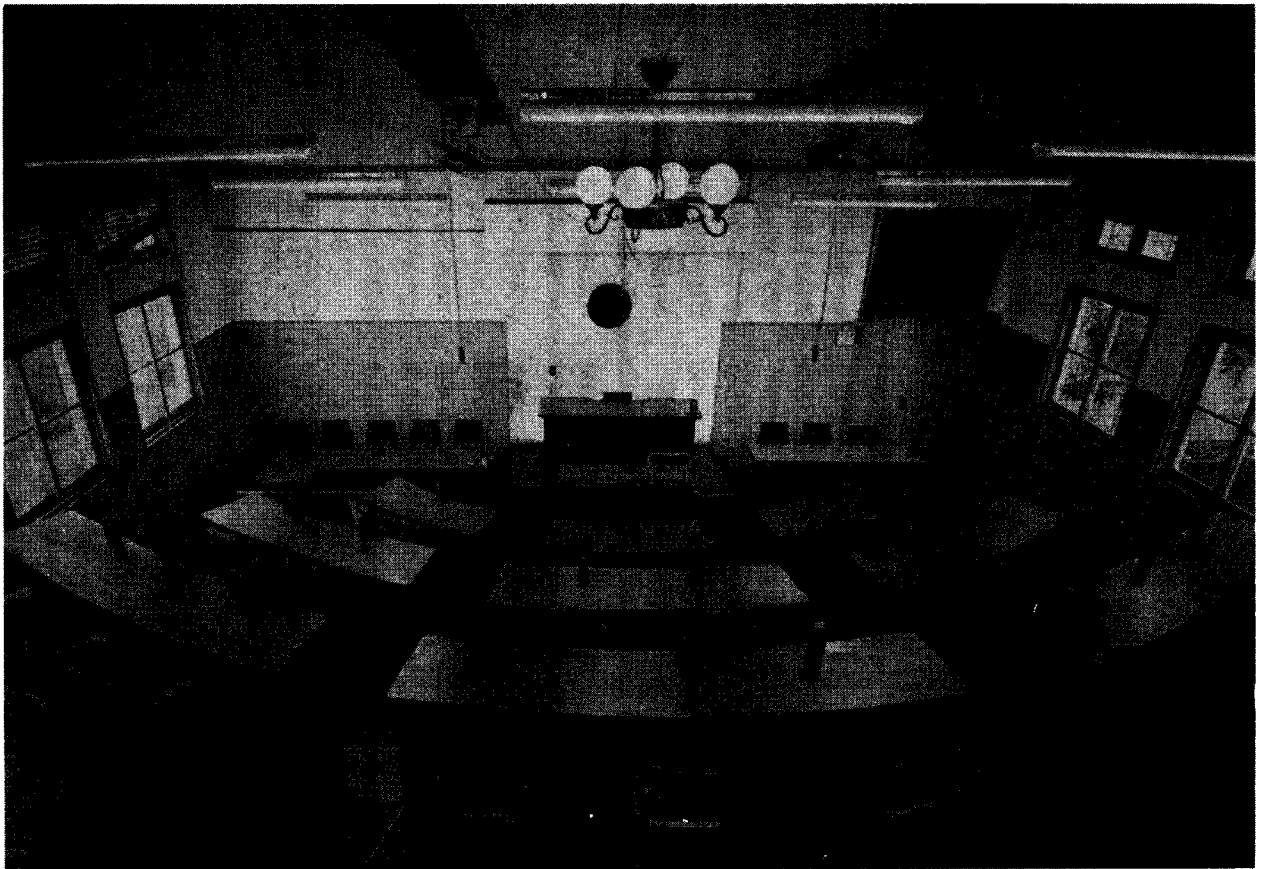
広報

あかいけ

発行所 赤池町役場 編集 総務課 文書広報係 ☎(代表) 2004
 印刷所 赤池印刷 毎月 1回発行

町の人口	
人口	9,462人 (減22)
男	4,540人 (減13)
女	4,922人 (減9)
世帯数	3,045世帯 (減3)
出生	3人
転入	20人
死亡	9人
転出	36人
(55年11月末日現在)	

() 内は前月との増減

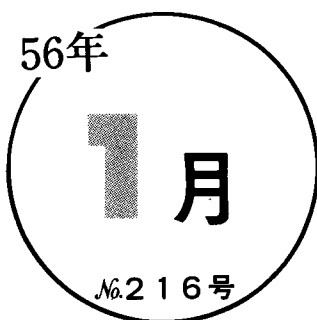


(として保存してください)

【赤池町議会議事堂】



新春あけまして
おめでとうございます



赤池町役場 赤池町議会
 赤池町教育委員会 赤池町農業委員会
 赤池町選挙管理委員会



町長 香月 章

新年のごあいさつ



町議会議員 早 麻 豊

一九八一年の新春を仰ぎ、町民皆様のご健康とご多幸を心からお祝い申し上げます。年のはじめに当たり、所信の一端を申し述べさせていただきます。

八〇年代が「地方の時代」といわれる中で、昨年八月三日、町長

長期的視野に立って行財政の見直しを

に就任以来、すでに五カ月を経過しようとしておりますが、私に課せられた責任とその使命の重大さを新ためて痛感しているところであります。

整備されないままに、弱者切り捨ての方針が打ち出されようとしております。

また、内政的には財政再建に向って皆様のご意見を十分に拝聴し、生活の安定と福祉の向上にとつて必要不可欠な事業を重点選択し、その効果を最大限に活用できるよ

高度成長からは取り残され、背負った荷物は財政負担という切実な悩みであります。加えて、産炭地切捨てといわれるローカル線の廃止問題や、失業対策事業の終息宣言ともいえる建議がなされるなど、筑豊産炭地は新しい政策が完全に

負担の過重と鉱害復旧事業の認定及び事業の遅延等があり、このことがひいては町民皆様の日常生活の安定の阻害要因となっていることとあります。私はこれ等の諸要因を十分に把握し、町議会議員の皆様、そして町民の皆様と共にこ

う、地域社会の連帯を深めるべく体制づくりに努力して参りたいと思っております。

財政再建対策は、先ず造成完了用地の売却により住宅計画を行い人口増をはかることはもちろん、工場団地への企業誘致の早期実現を見て、これまでの先行投資の効果を発揮することでありませぬ。

そのほか、町民の皆様にはご理解とご協力をいただくことが多々あることと思っておりますが、今後共、町行政にご意見をお寄せ下さりまして、明るい町づくりにご援助下さることをお願い申し上げます。

*** **

輝かしい新春を迎えるにあたり町議会を代表して、町民の皆様にご挨拶を申し上げます。謹んで新年のご挨拶を申し上げます。町民の皆様には、平素何かと町行政につきましても、深いご理解とご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

財政再建と産炭地諸問題解決を

本年も依然として厳しい内外の政治、経済情勢の中、昨年にも増して逼迫した町財政の危機を迎え、町執行部、町議会、それに町民の皆様と一丸になって財政の立て直しに努力して参りたいと思っております。

問題などをかかえ、どの一つをとつても重要な問題ばかりであり、切り捨てることはできません。

「同対法」は三年の延長はなつたものの、これだけでは解決できる問題ではありません。今後共、差別のない明るい町づくりを目指して、新年のご挨拶といたします。

◆◆◆◆
農業委員会より
選挙人名簿の登録申請
農業委員の改選が今年七月に行われます。毎年一月十五日までに選挙人名簿登録申請書の提出方を願ひしてありますが、組合に加入してない方で該当者がいるものと思われま。該当される方は役場農業委員会まで申し出下さい。なお、該当者は十九アール以上耕作している農家の方で、昭和三十六年四月一日までに生まれた方です。

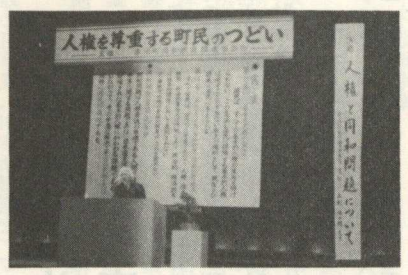
☆ 今月のこよみと行事

- 和名 睦月(むつき)
年のはじめに家庭や多くの人がびとが、互いに睦みあいをかさねることを略したもの。
1日(木) 元旦 年賀 新年拝賀
2日(金) 初夢 初荷 書初め 皇居一般参賀 新聞休刊日
3日(土) 元始祭
5日(月) 官庁仕事始め
6日(火) 小寒
7日(水) 七草
8日(木) 学校始業
11日(日) 消防出初式(方城町グランド)
鏡開き 蔵開き 大相撲初場所
15日(木) 赤池町成人式(AM10) 同和対策中央研修所 成人の日 お年玉つき 年賀はがき抽せん会
16日(金) 住民福祉講座(同和対策)
17日(土) 心配ごと相談日(福祉センター)
20日(火) 二十日正月 大寒
23日(金) 住民福祉講座(同和対策)
26日(月) 文化財防火デー
27日(火) 心配ごと相談日(福祉センター)
30日(金) 国旗制定記念日
▼希望に燃えて努力する人は常に老いることを知らない▲

部落解放同盟 中央本部書記長 上杉佐一郎氏を迎え

「人権を尊重する町民のつどい」開かる
十二月五日から十四日までの赤池町人権尊重旬間にあたり、赤池町同和教育推進協議会では、十二月十三日(土)午後一時三十分から同和対策中央研修所において、部落解放同盟中央本部書記長の上杉佐一郎氏をお招きして「人権を尊重する町民のつどい」が開かれました。

当日、行政、議会、学校、保育所、その他一般より約五百人が会場をうすめ、講演、映画に先立ちこの人権尊重旬間にあたり、町内小中学校の生徒たちより六百七十二点の人権標語の応募があり、こ



講演上杉佐一郎氏の人権と同和問題より

ここで、小中学校生徒たちの入選した人権標語と、講演内容の一部を紹介いたします。

- 【人権標語】
○手をつなごう 差別をなくす
みんなの輪 (上野小) 長野美樹
○おい出そう 心のすみの
差別の芽 () 6 宮崎圭一
○まずなくそう みんなのまわり
の 小さな差別 () 6 武末浩司
○人権を みんなの力で
まもりぬけ (市場小) 沢井秀孝
○あなたです 差別をつくるも
なくすのも () 5 西 康年
○人の和と 心でなくす
差別の芽 () 6 宮川佳子

「人権と同和問題」

今、世界中で人権擁護のあらはうねりというものが非常に高くなつております。日本においては、昨年の国会において人権規約がようやく八〇番目に行われましたが、この批准一つを見ても人権意識の低さがはつきりとわかります。

私は部落解放運動を、松本治一郎先生の指示のもとに四十二年間やってきました。この歴史の中で私の体験したことのない差別事件が、ここに存在しています。

特別措置法が制定される前年までは結婚差別、就職差別にあふれた若い男女が毎年二〇名を下がらない自殺者を出してきました。私は、このことを刃物を使わない殺人罪であるといっているわけです。

この自殺した人たちは、将来大きな夢をふくらませ、一生懸命勉強し、学校を卒業、又、愛した人と一緒になろうと一生懸命努力した願いが部落民とわかつたとたん、その夢と希望が一切閉ざされてしまつたのですから、生きる望みをなくして自殺をするわけです。

今年には幸にして四人の自殺者に留まりましたが、これは部落解放同盟の中で、子ども会活動や奨学生集會、そして部落の親たちが研鑽を積み重ねて差別に負けない、差別と闘う人間が生まれてきたからであります。

自分の人権を考え、相手方の人権も考える立場に随分変わってきていることは確かであります。

もう一つに、多くの部落大衆の人権を商いする、差別を売り買ひする「地名総鑑」事件もそうでありませぬ。これは相当意識のある思想分子の高位者が部落民と国民とを対立させ、国民全体をバラバラにするためにやられている行為であり、こういう世の中が続く限り地名総鑑はあとを断ちませぬ。したがって、その畏いからならないように差別する方もされる方も一緒に努力しなければならぬ重要な問題であります。

ここに、日本各地にいろいろな立派な建物が出来ております。特に部落だけに立派な建物が出来たというところに国民の人がなみ、そしてそれを引き下げようとする考えがあるとすれば、自分の性格の向上も、文化の向上も妨げていることなのです。日本中のどこに出来ようと、それを私たちは見習い勉強して、自分たちの地域にもつくろうとみんなが一生懸命競い合い努力してほしいと思ひます。

赤池町の財政

昭和54年度決算と 昭和55年度予算執行状況

年の初めとして、新年号で赤池町の昭和五十四年度決算、及び昭和五十五年度予算(九月補正まで)の財政事情を公表します。

54年度決算の状況

●概要 歳入四億六千九百九十七万五千円、歳出四億八千六百七十一万円、この結果、差引△二億二千万三千六百円となり、この差引額から翌年度へ繰越すべき財源の控除額は△二億一九百九十九万六千円の歳入不足が生じ、翌年度の歳入を繰上げて歳入不足を補てんしました。

●歳入の状況 町税や分担金、負担金、手数料、使用料のような町が自主的に収入できる、いわゆる自主財源は歳入全体の約一三〇程度で、残りは地方交付税、国庫支出金、町債のような国や県の意志決定に基づき収入できる依存財源であります。当町は、国や県に大きく依存した財政の組立てになつております。

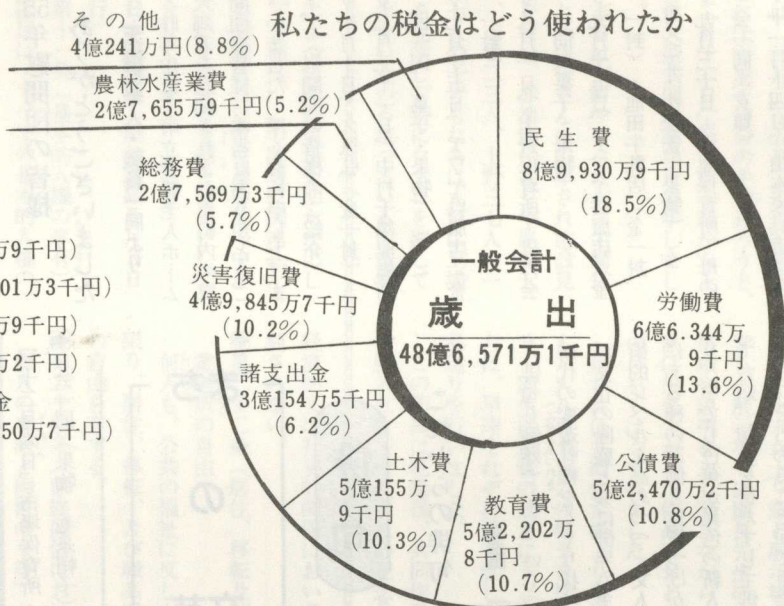
●歳出の状況 それでは私たちの税金がどのような費目になつて使われたかを見てみると、民生費は

幼児、老人等の福祉を増進するための福祉経費、同和対策費、不良環境地区の改善費等であり、労働費は、失業対策上必要な一般失対、緊就、開就、特開事業の失業対策四事業であり、住宅団地造成、道路整備などをすすめております。土木費は、道路の維持補修、新設改良舗装、鉦害による下水道復旧事業、住宅建設事業等であり、教育費は、小中学校の管理運営費、市場小学校改築費、社会教育における青少年教育、成人教育、家庭教育学級等の充実をはかると共に、社会教育施設の整備充実等であり、災害復旧費は、水害による道路、農地等の復旧費、ボタ山防災事業等であり、公債費は、過去に建設事業を行うために国などから借り入れたお金の元利償還であります。

●町税の負担状況 一世帯当たり五十三年度は(五万三千五百四十四円)、五十四年度は(六万四千八百八十八円)、五十五年度は(一万六千八百七十七円)、五十六年度は(一万九千三百四十四円)

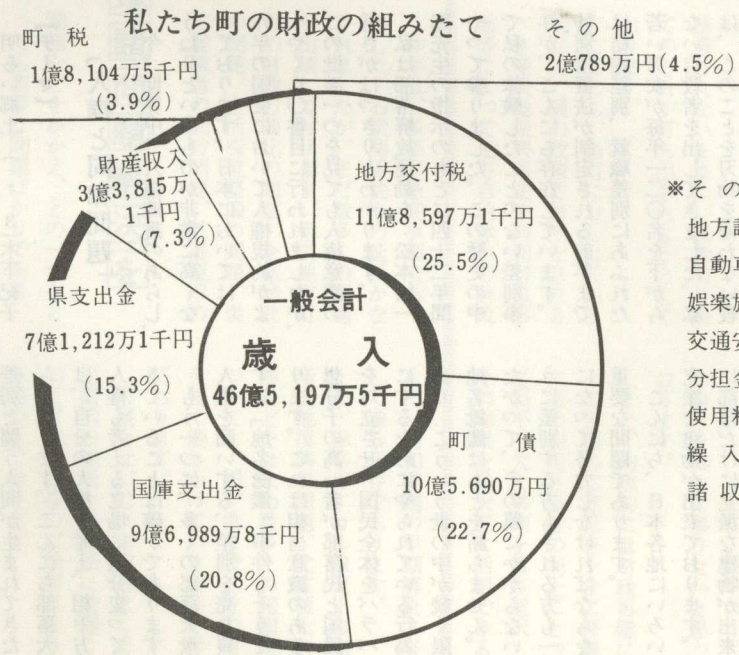
●町債の状況 昭和五十四年度末現在高五億八千六百〇九千九百九十九円あり、これは建設事業など大きな事業を行うときに郵政省や大蔵省などから借りた借金であり、将来

- 千円(構成比五四%)
- ▼一般公共事業(十億七千三百七十七万二千円) ▼ボタ山防災工事▼鉦害復旧費(下水道)▼炭鉦離職者緊急就労対策事業▼産炭地域開発就労対策事業▼特定地域開発就労対策事業▼一般失業対策事業▼農業基盤整備事業(ため池)
- ▼公営住宅建設事業(二億二千五百〇万六千円) ▼市場団地二四戸、高尾団地九戸、既設公営住宅改善四二戸
- ▼義務教育施設整備事業(一億九千四百四十三万三千円) ▼市場小学校校舎改築事業
- ▼過疎対策事業(九千六百五十五万五千円) ▼プール管理種▼猿田集会所
- ▼厚生福祉施設整備事業(二億〇七〇万九千円) ▼バレー、テニスコート整備事業
- ▼同和対策事業(九億四千万三千八百九十九千円) ▼同和対策事業(防火水槽、下排水路、大型共同作業所、展示場及び倉庫、児童遊園地、消防車庫)▼児童福祉事業(中尾保育所)▼環境衛生事業(納骨堂敷地保全)▼農業振興同和対策事業(農道、農機具倉庫、かんがい施設、農業水路改良、農機具購入、ため池改良)▼道路橋りょう新設改良事業(旧赤池橋撤去)▼道路橋りょう事業(道路改良舗装)
- ▼住宅団地造成事業▼同和教育事業(集会所)▼交通安全施設整備事業



昭和55年度一般会計予算の状況 (55.9.末現在)

(歳入)		(歳出)	
区	分	区	分
1.	町税	1.	議会費
2.	地方譲与税	2.	総務費
3.	娯楽施設利用税交付金	3.	民生費
4.	自動車取得税交付金	4.	衛生費
5.	地方交付金	5.	労働費
6.	交通安全対策特別交付金	6.	農林水産業費
7.	分担金及び負担金	7.	商工費
8.	使用料及び手数料	8.	土木費
9.	国庫支出金	9.	消防費
10.	県支出金	10.	教育費
11.	財産収入	11.	災害復旧費
12.	寄付金	12.	公債費
13.	繰入金	13.	諸支出金
14.	繰越金	14.	予備費
15.	諸収入	15.	繰上充用金
16.	町債		
合	計	合	計



●町債の状況 昭和五十四年度末現在高五億八千六百〇九千九百九十九円あり、これは建設事業など大きな事業を行うときに郵政省や大蔵省などから借りた借金であり、将来

54年度事業の主なもの
事業費総額二億七千〇〇〇万円

昭和54年度特別会計

決算状況

区	分	歳入	歳出	差引額
町立病院事業		392,774	435,798	△ 43,024
上水道事業		164,075	190,120	△ 26,045
国民健康事業		259,071	264,561	△ 5,490
赤池橋架設準備積立金		10,400	10,400	0
住宅新築資金等貸付事業		320,710	313,535	7,175
地域開発事業		674,539	87,558	586,981

晴れてお年寄りが挙式

老人ホーム天郷荘で

町立養護老人ホーム天郷荘(入荘者四十一人、男二十二人、女十九)で、十一月二十七日(木)午前十一時から集会所において、佐藤貢さん(77歳)と石橋シズエさん(74歳)が、めでたく結婚式を挙げました。



【目出たく挙式をあげるお年より・集会所で】

んはもちろん、お年寄りたちの協力を得て、無事、式を終えました。このあと、職員のみなさん方の配慮により、昼食時に披露宴が行われ、ごちそうの中、多くのお年寄りたちから盛んに祝福の拍手や、お祝いの言葉がおくられ、本当に二人は幸せいっぱいでした。これからも、いつまでも二人で仲よく、お元気で、長生きして下さい。

55年慰問団の皆様

ありがとうございます

天郷荘老人・職員一同より

昨年中は、町立養護老人ホーム天郷荘を慰問されました町内の慰問団の皆様、本当にありがとうございました。厚くお礼申し上げます。〈慰問団の皆様ご紹介〉

- ▽一月十日、久原弘(金二封)
▽三月三十一日、中村千鶴他舞踊団一同(菓子・果物)
▽七月十五日、アワヤ呉服店(金一封)
▽八月一日、上野保育所・母の会一同(菓子・果物)
▽九月十五日、アワヤ呉服店(金一封)
▽九月三十日、赤池保育所・母の会一同(衣類)
▽十一月十四日、山本家具店(金一封)



【おばあちゃん肩たたいてあげる・市場保育所の園児たち】

まの文芸

俳句

これからの俳句

池田 一步

俳句も例外でなく、いくつかの時代の変遷軌跡をくぐり抜け、江戸文化の隆盛と共に俳句もまた芸術的レベルを高めた。文人仲間にある種の評価と位置づけが定まり、中でも芭蕉が異色の新人として台頭、旬日を持たずして俳壇のトップを占めることができたわけだ。

芭蕉を中心に十年有余隆盛が続き、芭蕉没後、永い低迷時代を経て、やがて蕪村の出現によって芭蕉が再評価されると共に、蕪村もまた絵画技法を俳句の中に取り入れ、蕪村時代を確立し、不動の名声を得た。蕪村の没後、また例の月並俳諧師が巾を利かし保守的では遊びに近い俳句が流行り、心ある者の聲を聞かなくなった。明治の文芸復興期に入り、正岡子規が逸早く詩歌の改革に乗り出し、その結果、今日の隆盛となった次第です。

当時、日本語も統一されたものでなく就中文章語はまちまちでした。詩歌の世界でも作家たちの個性のままに書かれ、為に一般には馴染みにくく、子規等はそれを随分と苦心したのでないでしょうか。同時代の夏目漱石も自己の文体を作り出すまでには一方ならぬ苦心の跡がみえます。

子規、漱石後の俳人や小説家には、ある種のレールが敷かれ、それからはとみに作り易くなったのではないのでしょうか。それでも世の中変り者がいて、俳句という名を使つて次のようなものもある。●坂かけ下りて来て粉屋が泣く どう鼠貞目にみても文字とはいい難く、第一意味が汲みとれない。詩歌はとにかく、理解をして頂く謙虚さを忘れては見捨てられていくばかりです。

今日の文章語は昔からあったのではなく、明治になってから今日の形が整い、詩歌の世界も同様、ようやく庶民に理解されるようになったのです。今日の詩歌の隆盛は二重に子規の努力に負うところ大で、今日の俳人にしろ作家にしろ高いレベルの然も文芸の名に値する作品ができるようになったのである。その水先案内は子規であり、漱石であるわけだ。

少し前置きが長くなりましたが、今、私どもは誰にでも解ってもらえる作品を心掛け、同時に若い人々の共感を呼ぶことのできる作品を念じています。

英彦山は、私も俳人にとりましては、いわば道場に等しく、一年を通じ数回欠かさず訪れています。殊に豊前坊は馴染みが深く、先日、詣でた折にできたものが次の句です。●獣とも鳥の声とも豊前坊 英彦山は下界より気温が五〜六度低く、霧の湧く季節の豊前坊は数千年の樹齢の杉間を霧がとび、忽ちにして冷まじさが身を包み、神の存在を疑うことのできない心地になります。時折、獣とも鳥ともつかぬ奇声に、暫く下界のことも忘れてしまします。その気持ち句に託したわけです。

※毎週木曜日、午後七時から公民館句会を開催しております。おいでをお待ちしています。池田一步

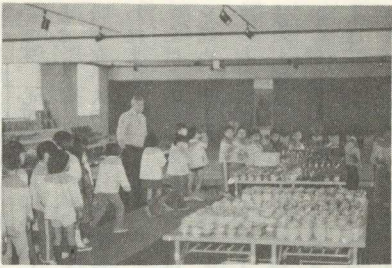
夢多き作品に期待!

町内四保育所(5歳児)が大型共同作業場を見学

卒園記念に手造りを

今年も赤池町四保育所(五歳児)では、三月二十五日(水)の卒園記念に上野焼を自分の手で造ろうと、十二月十六日(火)午前十時から上野焼大型共同作業場を見学しました。当日は、町マイクロバスで園長はじめ保育さんに引率され施設見学を行い、赤池四〇人、中尾四七人、市場三人、上野三七人の一四七人の子どもたちは元気に工場内を見学し、特にロクロを廻して粘土でいろいろ造っている作業場

では熱心に目をそそぎ、このあと新しく出来た上り窯と展示場を見学し、展示場では園長先生の注意事項や説明をよく聞きながら、立派に出来上がった作品におどろきの目をくばっていました。帰りは共同作業場より各園とも一人八百グラムの粘土を持ち帰り、園生活最後の記念に子どもたちは、早速それぞれ夢を託した作品造りを行いました。この作品は乾燥後、共同作業場で窯入れし、それぞれの記念品が



【展示場を熱心に見学する子どもたち】

一カ月後に出来上がります。

タコあげは

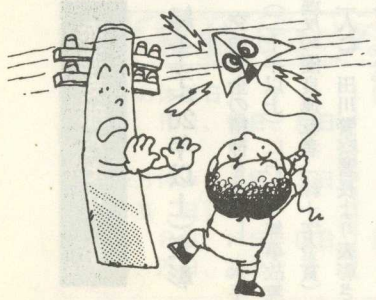
電線のないとところで

タコあげのシーズンです。お父さま、お母さまへお願い。電線の近くでは、タコを絶対あげないように、お子様へご注意ください。九州電力では、五十四年度に全九州で、電線にひっかかった約三、六〇〇個ものタコを除却しました。

電線にかかったタコは、危険ですから自分でとらずに、近くの九州電力へご連絡ください。

- タコをとろうとして電柱にのぼるのはやめましょう。
●タコをとろうとして、糸をひっぱったり電線を竹ざおなどでつづくのは大変危険です。
●タコをとろうとして、糸をひっぱったり電線を竹ざおなどでつづくのは大変危険です。
そのために停電して近所のみなさまに大変迷惑をかけることがあります。

九州電力株式会社



差別をなくすために①

すべての人びとは、生まれながらにして平等であり、私たちが一人ひとりの基本的人権は、永久の権利として憲法によって保障されています。ところが、同和地区の人びとは長い間にわたる身分差別によって、いまだに職業を自由に選ぶこともできず、教育の機会均等も十分ではありません。また、居住と移動の自由や、結婚の自由も不完全にしか保障されてはいません。このことがもとで、永い間、同和地区の人びとの生活は低い状態にあったのです。まさにそのことが「部落差別」なのです。

そこで政府は、この問題を一日も早く解決することは「国及び地方公共団体の責務である」と同時に、また国民的課題である」として、

法によってその責任を明らかにした。今回は、この問題に関連した日本国憲法及び教育基本法の中から、いくつかの条項を抜粋して紹介してみます。

日本国憲法(昭和22年5月3日施行)

【第十一条(基本的人権の享有)】 国民は、すべての基本的人権の

同和問題を全町民のものに

享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十四条(平等原則)

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、

経済的又は社会的関係において差別されない。

【第二十二條(居住、移動及び職業選択の自由)】 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移動、及び職業選択の自由を有する。

【第二十四條(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)】

婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならない。

教育基本法(昭和22年3月22日制定)

【第三条(教育の機会均等)】 すべて国民は、ひとしく、その

能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。②国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。以上、五つの関連した法をあげましたが、町民のみなさんには同和問題を十分に理解して自分の問題として取りこんでいただくために、本年よりシリーズで掲載することにになりました。どうか同和問題の解決を通して日本の民主的社会的確立をはかるため、職場や家庭で十分な学習をつみあげていただきますことを切望します。つづく

